

VI  
297

6-3

設置認可大学の昭和二十六年<sup>度</sup>における再審査計画

及びその実施要綱

二六七、十四

一 「設置認可大学の再審査に関する申し合せ」が二項の再審査の計画及びその実施に関する事項」はこの要綱の定めるところによる。

二 調査又は報告の書類による審査は、昭和二十六年<sup>度</sup>開設の大学を除く既設の大学の全部について実施する。

三 実施視察による審査は、次の各項の一に該当し、常任委員会が必要と認められた大学について実施する。但し昭和二十六年<sup>度</sup>開設の大学は除く。

- イ 既に卒業生を出したものの
- ロ 入学定員に対し、入学者数が三分の一に満たないもの
- ハ 教員組織の充実について条件が附せられているもの
- ニ 校地校舎並びに重要なる施設、設備について条件が附せられているもの
- ホ 設置認可当時より現在資産がいちじるしく減少しているもの
- ヘ 夜間の学部、学科を設置しているもの
- ト 設置認可の条件の履行に期限の附せられているもの
- ク 調査又は報告の書類による審査の結果必要があるものと認められたもの
- リ その他



春山 250